

## 論文審査の結果の要旨

氏名 常松 淳

本論文は、不法行為に基づく損害賠償責任をめぐる法的言説の構造を社会学的に解明したものである。

近年、法的責任の中に被害者の感情や道徳的意味をどう位置づけるかをめぐって激しい対立が見られ、法の世界をその外部たる社会に対して閉じたものと指定する「法の自律性」という理念と、「損害填補」による「被害者救済」という社会に対して開かれた目的理念との間に、緊張と葛藤が内在している。従来この問題は法社会学において、法過程とその社会的帰結を問う研究領域として扱われてきたが、本論文は、判決や法解釈学そのものにおける論理構成の矛盾や対立の分析を通じて、法的論理の構造的特性と社会的機能を探求している。

本文は全 11 章からなり、まず序章と 1 章で、被害者的心や感情など、従来、法的世界から排除されてきた問題に法システムが対応を迫られている現状を予備的に考察し、2 章では、日本における法的思考の論理が、「要件=効果」モデルを中心としたながらも「目的=手段」的思考を補助的に組み込んでいること、さらに法学者ドゥオーキンの「原理/政策」区分および社会学者ルーマンの「条件プログラム」概念もまた、法的論理が社会的帰結や目的から完全に自律的であることを根拠づけてはいないことを指摘する。3 章以降は、具体的に、過失責任主義からの離脱、帰責根拠論、目的と機能、損害填補・被害者救済、抑止と制裁、および慰謝料の意味など、日本の不法行為責任論の論理構造を分析し、法的言説が自律性に固執しつつも、社会的影響を視野に入れた法政策論を密かに導入していることを明らかにしている。第 9 章では、被害者救済に志向した脱道徳化の議論と、共同体的正義論、応答責任論、修復的司法論などの責任の道徳化論を対照させ、著者独自の強制不可能性の観点から、法システムの中に道徳的要素を組み入れることの限界を指摘するとともに、定期金賠償のように法的論理の枠内で非一法的な要素を取り込む論理構成のしかたを解明し、終章で全体の骨子と結論をまとめている。

このように本論文は、法システムが内的な論理としては自律性を標榜しつつも、被害者的心や道徳的責任などの社会的ニーズに一定の応答をしようとしているという法的論理の特殊な構造を明確にしたものである。著者は、対象としての法的言説の文献資料と、不法行為責任論についての法社会学および法哲学の諸理論とを詳細に分析・考察し、後者の理論上の不備を鋭く剔出して、法的論理と法の社会的機能との複雑な関係構造を鮮やかに描き出している。対象としての法学説と競合する研究としての法理論との識別がやや曖昧で、見かけ上既存研究との対比が分かりにくくなっている部分もあるが、法の社会学的研究に新しい分析視点を提示して独自の成果をあげた画期的な論考として高く評価できる。

以上により、審査委員会は、本論文が博士（社会学）を授与するに値するものとの結論をえた。